

中小企業・小規模事業者の皆さんへ

税理士連携中小企業支援特別保証制度 (略称: TFG保証)



資金繰り支援から経営課題の解決まで名古屋税理士会と金融機関、岐阜県信用保証協会が連携した保証制度です。

顧問税理士と資金繰りについて相談した際に、名古屋税理士会所属の税理士及び税理士法人であれば岐阜県信用保証協会へ保証付き融資の取扱いについて直接お問い合わせいただくことが可能となりました。

顧問税理士・金融機関・信用保証協会が連携
して、企業の成長をバックアップします！



詳細は裏面を
ご覧ください

●制度の概要

保証対象者	次のすべての要件に該当する法人及び個人 (1) 岐阜県内に事業所又は営業所を有していること (2) 確定した決算書が2期分あること
融資限度額	5, 000万円
資金使途	事業に必要な運転資金又は設備資金
保証期間	10年以内（元金据置は1年までとする）
保証料率	基準料率（年 0.45%～年 1.90%の範囲） (税理士等が認定経営革新等支援機関の場合、または直近決算に申告書の作成に関する計算事項等記載書面が添付されている場合、0.1%割引) *経営者保証を不要とする場合、利用者の保証料負担が最大 0.45%上乗せされます。
貸付利率	金融機関所定利率
担保	不要
連帯保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は不要。
その他	融資を実行後3年間、顧問税理士は、取扱金融機関及び岐阜県信用保証協会に対して、試算表もしくは顧問税理士が作成した試算表に代替する資料を提出し、共有します。必要に応じ顧問税理士、金融機関及び岐阜県信用保証協会と連携し経営支援に取組みます。

(令和6年10月1日時点)

このパンフレットは一切の信用保証・融資をお約束するものではありません。

金融機関及び当協会の審査の結果、ご希望に添えないこともあります。

お問い合わせ先は、右記 QR コードを読み取ってご確認ください。

